

しんりん



編集・発行 福井森林組合

福井市文京六丁目11番13号
吉田郡永平寺町諏訪間2-1

TEL (0776) 23-4008
TEL (0776) 63-3051



菅前首相(右から3人目)、杉本知事(右から5人目)
青山林野庁長官(右から2人目)



杉本知事

黒川組合長



2022年 森の学習会風景 一乗小学校・上志比小学校

目次

菅前首相現場視察	・・・	2
第7回通常総代会の概要	・・・	2～3
令和4年度決算報告	・・・	3
令和5年度事業運営の基本方針について	・・・	4
令和5年度組合事業単価及び負担金	・・・	4
役員改選について・組合長就任あいさつ	・・・	5～6
令和5年度森林整備事業等について	・・・	6～8
お知らせ	・・・	9～11



菅前首相現場視察

令和5年9月19日(火)菅義偉前首相、杉本達治福井県知事、青山豊久林野庁長官が福井市燈豊町の現場を視察されました。

当組合の担当職員より、これまでの間伐中心の経営から計画的・面的に間伐、伐採と再生林などを組み合わせた森林整備への転換を進めており、機械化による作業の効率化、木材の価値を最大に高めるために販売先を検討するなど、利益を最大化するとともに、主伐後は森林所有者から10年程度作業を受託し、循環型の林業経営に取り組んでいること、森林航空レーザ計測で得られたデジタルデータやドローンの活用により現地調査の省力化や森林所有者にわかりやすい主伐や間伐の提案を行っている旨ご説明しました。



第7回通常総代会

第7回通常総代会を6月25日(日)午前9時30分より福井県自治会館 多目的ホールにて開催いたしました。

議長には福井市西荒井町の松尾様が選任され、事業報告、事業計画及び役員選任などの全議案をご承認いただくことができました。

今年は3年ぶりに通常開催となり、ご来賓の方々ご臨席の下、多数の総代の方々にご出席をいただきました。総代の皆様には総代会出席及び議決権行使書による書面決議へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。



令和5年6月25日(日) 福井県自治会館 多目的ホール

第 7 回 通常 総 代 会 提 出 議 案

- 第 1 号 議 案 令 和 4 年 度 事 業 報 告 書、貸 借 対 照 表、損 益 計 算 書 及 び 剰 余 金 処 分 案 承 認 に つ い て
- 第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 事 業 計 画 の 設 定 に つ い て
- 第 3 号 議 案 令 和 5 年 度 借 入 金 最 高 限 度 決 定 に つ い て
- 第 4 号 議 案 一 組 合 員 に 対 す る 貸 付 金 額 の 最 高 限 度 決 定 に つ い て (制 度 資 金 を 除 く)
- 第 5 号 議 案 債 務 保 証 の 最 高 限 度 決 定 に つ い て
- 第 6 号 議 案 余 裕 金 預 入 先 の 決 定 に つ い て
- 第 7 号 議 案 令 和 5 年 度 本 組 合 の 理 事 及 び 監 事 の 報 酬 決 定 に つ い て
- 第 8 号 議 案 役 員 退 任 慰 労 金 の 支 払 い に つ い て
- 第 9 号 議 案 定 款 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 10 号 議 案 附 属 書 役 員 選 任 規 程 の 一 部 改 正 に つ い て
- 第 11 号 議 案 役 員 選 任 に つ い て

令 和 4 年 度 決 算 報 告

(単 位 : 円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
現金	104,444	買掛金	4,418,627
預金	346,848,577	短期借入金	85,000,000
出資預け金	0	未払金	57,677,759
預け金	1,872,311	未払法人税	4,169,200
受取手形	0	賞与引当金	4,000,000
貸倒引当金	0	預り金	41,561,180
売掛金	7,534,356	仮受金	809,670
貸倒引当金	-46,100	完成工事引当金	3,238,400
未収金	52,465,376	災害特別引当金	7,000,000
貸倒引当金	-307,600	【計】	207,874,836
棚卸資産	7,528,806	【固定負債】	
貯蔵品	33,137	退任給付引当金	700,000
立替金	1,396,909	【計】	700,000
保証金	100,343	《負債計》	
前払金	1,219,260	208,574,836	
前払費	372,569	【純資産】	
長期前払費用	123,930	出資金	157,713,000
仮払金	15,925,000	法定準備金	53,806,118
未収消費税	0	任意積立金	97,025,999
【計】	435,171,318	当期剰余金	10,187,866
【固定資産】		前期繰越剰余金	30,429,222
(有形固定資産)		資本準備金	55,475
建物	49,642,503	【計】	349,217,680
減価償却引当金	-47,953,733	《負債及び純資産計》	
構築物	12,187,474	557,792,516	
減価償却引当金	-11,363,991	■ 剰余金処分案 ■	
機械装置	28,849,130	(当期末処分剰余金)	
減価償却引当金	-28,849,120	当期剰余金	10,187,866
車輛	19,495,075	繰越剰余金	30,429,222
減価償却引当金	-18,340,743	(計)	40,617,088
工器具備品	6,303,705	(利益剰余金処分額)	
減価償却引当金	-5,841,664	法定準備金	2,500,000
土地	91,764,162	出資配当金	1,577,130
分収林	130	任意積立金	6,000,000
(計)	95,892,928	次期繰越剰余金	30,539,958
(無形固定資産)		(計)	40,617,088
GISソフト	0		
GPSソフト	392,000		
(計)	392,000		
(外部出資金)			
系統出資金	22,320,000		
系統外出資金	10,915,000		
貸倒引当金	-6,930,000		
(計)	26,305,000		
(その他固定資産)			
預託金	31,270		
(計)	31,270		
【計】	122,621,198		
《資産計》	557,792,516		

損 益 計 算 書	
科 目	金 額
【事業総損益】	
収益	581,405,829
費用	464,241,504
【計】	117,164,325
【事業管理費】	
人件費	75,044,693
旅費交通費	1,763,861
事務費	3,149,056
業務費	6,339,668
諸税負担費	5,733,032
施設費	10,506,888
雑費	429,415
【計】	102,966,613
【事業利益】	14,197,712
【事業外損益】	
事業外収益	22,011,161
事業外費用	21,509,507
【計】	501,654
【経常利益】	14,699,366
【特別損益】	
特別利益	0
特別損失	361,500
【計】	-361,500
税引前当期純利益	14,337,866
法人税、住民税 及び事業税	4,150,000
当期剰余金	10,187,866
前期繰越剰余金	30,429,222
当期末処分剰余金	40,617,088



令和5年度 事業運営の基本方針について

- 1)人口減少、高齢化に伴う人手不足を補うには、山林の平常管理を、個人から生産組合等の集団・法人へ転換を図り、森林整備は森林組合等の林業事業体が高性能林業機械で、主伐～再造林～育林～間伐を集約化し効率を高めていきます。
- 2)人工林の林齢バランスが悪く、大径木化も進み、花粉症も社会問題になっており、それぞれを改善していくために、森林経営計画をこれまでの間伐整備に主伐を加えた施業の集約、規模拡大を図ります。更に主伐地では、再造林を同一施業で展開し、主伐～地拵え～再造林の一貫作業を行い、効率化に努めてまいります。再造林の樹種について、杉は少花粉コンテナ苗を、マツ類は抵抗性苗を主体に、また、集落近傍には成長が早いナラ、ブナ等生活に有用で優しい樹種も選定していきます。
- 3)上記1)、2)により、山林所有者等の収益向上を図り、安心して山林を保有継続して頂くことで、再び中山間地域の機能維持に努めてまいります。
- 4)空撮データ、ドローン撮影分析等デジタル技術を活用しての、施業提案資料の見やすさ、分かり易さ、迅速化に努めてまいります。



令和5年度 組合事業単価及び負担金

(受託)

(0.1ha当り)

事業名		R5	R5	R5	備考
		組合事業費	県補助金	負担金	
造林	灌木地	199,281	110,100	89,181	単価は(植栽2300本/ha) 補助金は(最低2000本/ha ～)
	機械地拵え	174,303	96,300	78,003	
雪起 (3年生～9年生)	1令級	21,157	16,150	5,007	成立本数の30%以上 復旧した林分 生育状況により施業が必要 な場合に限る
	2令級	50,304	38,400	11,904	
	3令級				
下刈 (2年生～8年生)	全刈り	23,836	20,200	3,636	2回刈りは対象外
	筋刈り	9,620	6,500	3,120	2回刈りは対象外
枝打ち(疎) (11年生～30年生)	3令級	39,500	15,800	23,700	打上高 2m
	4令級	57,970	37,400	20,570	打上高 4m
	5～6令級	58,176	30,300	27,876	打上高 6m
枝払い(極疎) 間伐と一体的に行う事 (31年生～60年生)	7～9令級	58,176	21,200	36,976	打上高 6、8m
	10～12令級	58,176	21,200	36,976	打上高 6、8m
除伐 (11年生～25年生)	3～5令級	27,872	20,800	7,072	刈払機による 1000本/ha～ 単価は(3000本/ha)
	侵入竹除去	102,630	79,300	23,330	

- (注) 森林経営計画が立っている事が前提。有無はご相談ください。
 (注) 経営委託契約書(委託申込書)の提出
 (注) 委託申込書の提出
 (注) 補助申請後6年間は補助対象外

※ 標準の単価になっていますので、山林の現況により変わります。

理事・監事のご紹介

前理事の任期(3年)満了に伴い、役員改選が行われ、新役員が決定いたしました。

令和5年6月25日開催された理事会において、代表理事組合長、副組合長理事、代表監事、監事の就任が全会一致で承認されました。新理事・監事は以下の方々です。任期期間中よろしくお願ひ申し上げます。

代表理事組合長	黒川 勲	福井市石新保町
副組合長理事	渡辺 高義	福井市西別所町
副組合長理事	水野 雄治	吉田郡永平寺町東古市
理事	豊岡 政寛	福井市大年町
理事	杉本 英夫	福井市足谷町
理事	野村 定好	福井市末町
理事	吹寄 博司	福井市恐神町
理事	城本 憲裕	福井市国見町
理事	清水 幸信	福井市高須町
理事	大谷 外雄	福井市深谷町
理事	角野 篤夫	福井市下市町
理事	笠原 英夫	福井市岩倉町
理事	青木 善男	福井市寮町
理事	青山 博喜	福井市東郷二ヶ町
理事	吉田 正継	福井市浄教寺町
理事	小林 継男	吉田郡永平寺町谷口
理事	田邊 健剛	吉田郡永平寺町松岡吉野
理事	田原 浩	吉田郡永平寺町市荒川
代表監事	中 聡彦	福井市篠尾町
監事	吉田 誠三	吉田郡永平寺町大月
監事	平野 正徳	福井市鮎川町



組合長就任のごあいさつ

令和5年6月25日(日)第7回通常総代会が3年ぶりに開催され、各組合員様の元気な顔が拝顔でき誠にうれしい限りでございます。

通常総代会後の理事会において執行役員選出が行われ、代表理事組合長を仰せつかりました黒川勲(福井市西部地区選出)と申します。

当組合の仕事は、主に植林・草刈・間引き(間伐)・皆伐の森林循環作業の繰り返しです。成長の悪い立木を伐採して残った木を良質材に育てることや、間引き(間伐)した丸太材を有効活用するために山林外に搬出する森林作業道を開設したり、健全な山づくりをすることで森の生態環境を守っていくこと等、森林整備の必要性を組合員様にご理解してもらい、また「森の学習」を通して小中学校の生徒たちにも分かって貰えるように、情報提供を行ってまいります。森林整備は年月がかかる仕事ですが、森林の恵みに感謝し、守り育て、豊かな森を未来の人たちのために引き継いでいきます。

いろいろなことでお悩み事等がございましたら当森林組合へご相談ください。

これからの山林経営は、所有者(個人)と山の管理・施業提案(森林組合)と森林施業(森林組合・協力事業体)三位一体で行ってまいります。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。宜しく願い申し上げます。



令和5年度 森林整備事業等について

福井森林組合の事業は、行政(国・県・市・町)から交付される補助金で森林を整備する事業(受託事業等)、個人宅の庭の木の伐採や竹林の整備などを行う事業(特殊伐採)、そして、屋根の雪下ろしや田んぼのあぜ・休耕田の草刈りなどがあります。



■受託事業

事業名	対象施業種
森林環境保全直接支援事業	造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、枝打ち、除伐、間伐・更新伐、森林作業道、(獣害対策等)
特定森林再生事業	造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、除伐、(獣害対策等)
農山漁村地域整備交付金	主伐、植え替え、森林作業道、(獣害対策等)

※各事業には、採択要件等があります。

■屋根の雪下ろし、田んぼのあぜや休耕田の草刈りなど

木の伐採の他に多岐に渡る仕事を請負っています。





(作業風景)





各事業・施業に関してご要望・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(TEL : 0776-23-4008 業務課)

■特殊伐採

作業内容	こんな時にご相談ください
<p>庭木・建物周りの伐採、 枝落とし</p>	<p>・枝葉が茂ってきてお隣さんに迷惑をかけそうな時 ・庭や裏山の木が倒れてきそうで不安な時 など</p> <p>(作業風景)</p>  
<p>神社やお墓周りの木の伐採</p>	<p>・神社の周りが暗くなってきた時 ・お墓に木がかからないよう木を切ってほしい時 など</p> <p>(作業風景)</p>  

作業内容	こんな時にご相談ください
竹林の整備	<p>・増えすぎた竹を間引いてすっきりした竹林にしたい時</p> <p>(作業風景)</p> 
<p>その他 電線に干渉する 枝木の枝打 など</p>	<p>・クレーンや高所作業車で安全に処理します ・重機で処理できない場所は、様々な現場で経験を積んだ職人が作業いたします</p> <p>(作業風景)</p> 

身の回りの木のことでお困り事があったときはご連絡ください。
迅速に現場の確認に伺い、お見積もりいたします。





R 5年度 秋季展示会について



下記の会場にて、秋季展示会を開催いたします。

- 10月24日(火) 宿堂駐車場 9時～15時
- 10月25日(水) 本堂町内会館 ヌ
- 10月26日(木) 永平寺支所 ヌ
- 10月29日(日) 川西事業所 ヌ



種駒・原木・ほだ木・果樹苗の予約開始時期について

今年も10月から果樹苗・種駒・原木・ほだ木の予約受付を開始します。

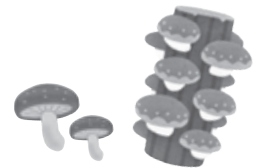
ご希望の方は、10月上旬をめぐりに林家組合長様宛てに注文書を送付いたしますので、そちらをご参照ください。

また、お電話でのご注文も受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

なお、原木・ほだ木については、受注販売のみとなっておりますのでご注意ください。

【予約受付開始時期】

- 果樹苗 … 10月
- 種駒・原木・ほだ木 … 10月



※現在、価格は未定です。価格決定は10月ごろの予定です。

※原木・ほだ木の受注販売受付期間は令和5年11月10日(金)までとさせていただきます。

受付期間終了後のお申込みはご用意できない場合がございます。ご了承ください。



福井森林組合ホームページのリニューアルについて

当組合ホームページをリニューアルしました。

組合の業務内容のご紹介、森林の機能、林業についての説明など組合の仕事に関しても掲載しておりますので、ご興味のある方は是非ご覧ください。

また、組合員様向け情報としまして、各種手続きに関する必要書類がダウンロード出来るようになりました。必要な際は、印刷、ご記入の上当組合までご提出ください。

【福井森林組合ホームページアドレス】

<http://fukuisk.com>



林家組合長会議開催について

森林組合法の一部を改正する法律が施行(令和3年4月1日)されたことにより、事業執行体制の強化を図る事を目的とし、販売事業等又は法人の経営に関し実践的能力を有する職員理事を1名以上配置することが義務付けられました。

つきましては、当該法律の施行に基づく職員理事1名の選任についての説明会を11月頃開催予定としておりますので、林家組合長様におかれましては会議等のご出席につきまして何卒ご協力のほどよろしくご願ひ申し上げます。ご案内は追ってご通知申し上げます。



名義変更手続きのお願い

今年6月～7月にかけて送付しました出資配当金通知書に同封の、「組合員名義変更のお知らせ」でご通知のとおり組合員資格やご氏名、ご住所、電話番号等に変更があった場合、もしくは、相続による名義変更等があった場合はご連絡ください。所定の用紙を送付させていただきます。

なお、ホームページでも用紙をダウンロードできます。

お手続きに関しまして、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問合せください。

何卒、ご理解ご協力のほど、よろしくご願ひ申し上げます。

ご準備いただきたい書類

相続加入の場合

- ① 相続加入申込書
- ② 出資金相続手続依頼書
- ③ 確約書
- ④ お亡くなりになった方の戸籍謄本の写し
- ⑤ 相続人さまの印鑑証明書の写し
- ⑥ 相続加入申込者さまの本人確認書類
(運転免許証または健康保険証等のコピー)

持分譲渡の場合

- ① 持分譲渡届
- ② 後継者資格証明書
- ③ 本人確認書類
(運転免許証または健康保険証等のコピー)
- ④ 現組合員と後継者が同一世帯であることが確認できるもの*

※ご家族間での譲渡の場合のみ

※森林組合法では、長期間にわたり組合事業等を利用しない組合員については、法定脱退(除名)の手続きをすることが定められており、長期間にわたり行方が分からない方等に関しまして、一定期間周知した上で法定脱退の手続きをとらせていただきます。



森林保険に加入しませんか

森林保険は森林保険法に基づく公的保険制度です。

森林所有者が自ら災害に備える唯一のセーフティネットとして、林業経営の安定、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

火災、風害、水害、雪害等8つの災害が対象となります。

是非この機会にご加入、ご継続等ご検討いただけますと幸いです。



庭と空き地の管理は 緑化木センターへ相談下さい

丁寧な仕事で 組合員の皆様にも大変喜んでいただいております！

どうぞお気軽にご連絡ください。



やりたいことの
ヒント



庭を作り変えたい



生垣・石垣をフェンスに変えたい



増えた車のスペースが欲しい



裏山の竹林・雑木林をきれいにしたい



伸び過ぎた樹の丈を縮めたい



困りごとの
ヒント



庭木の元気がなくなった



空き地・休耕田の草が大変



庭の樹が風で大きくゆれる



枝葉が電線につかえそうだ

(株) 福井市緑化木センター

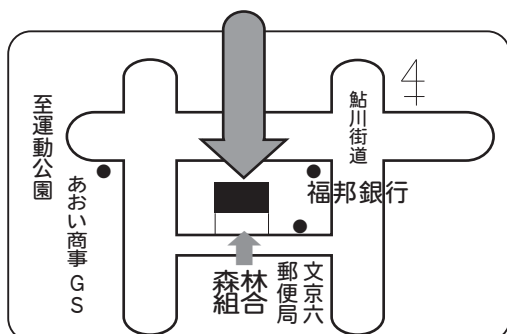
福井市文京 6 丁目 11-13

(福井森林組合の北隣)

TEL:0776-22-3435

FAX:0776-22-3453

- 造園の設計・施工
(庭造り、石組み、生垣等)
- 庭管理
(剪定、雪吊り、病虫害防除等)
- 庭木等の販売
(花木・果樹苗、庭石、腐葉土等)



組合員名義変更のお知らせ

名義変更の手続きはお済ですか？

組合員の方の山林を相続をされた方は、出資金の名義変更が必要になります。

組合からのお便り等を送付する際、またお仕事の承諾をもらう際に、昔の方の名前になることがあり、ご迷惑をおかけする場合があります。

お手数ですが、**必要書類を送付しますので、お電話ください。**

宛先不明・所在不明の組合員の方ご存じありませんか

組合員名簿に登録されている住所に郵送を行っても、宛先不明で返送される組合員が現在200名以上おられます。各地区の林家組合長様や代表者様等に、ご協力を得まして調査していますが、親戚・知人等情報をいただければ幸いに存じます。

※森林組合法では、長期間にわたり組合事業等を利用しない組合員については、法定脱退(除名)の手続きをすることが定められており、長期間にわたり行方が分からない方等に関しまして、一定期間周知した上で法定脱退の手続きをとらせていただきます。

お問い合わせ先

福井森林組合 総務課 TEL 0776-23-4008